広報あみ

人と自然が織りなす，輝くまち

2017
No.675
6
平成29年
5月26日発行

主な内容

「定住促進」奨励金制度の申請受付…… 2
鹿島アントラーズ・フレンドリータウンデイズ… 3
紹介します！平成29年度の区長さん… 12
8月31日まで臨時福祉給付金申請… 16
まい・あみ・まつり2017の実行委員会紹介等… 30

『つくばフェスティバル2017 国際交流フェア』に出展

5月13・14日、つくばセンター広場（つくば市吾妻）において『つくばフェスティバル2017・国際交流フェア』が開催され、町からは、町国際交流協会と町観光協会が参加しました。会場では、町国際交流協会の活動紹介、町の観光PR・特産品を使った菓子販売等を行いました。

まちの地方創生

『定住促進』奨励金制度の申請受付

申請期間 7月3日(月)～31日(月)

政策秘書課☎888-1111（283）

『定住促進』奨励金制度の申請受付を行います。町の『定住促進』奨励金制度には下記の①～③があり、それぞれに支給要件があります。奨励金の対象者であるかをご確認のうえ、期間内に申請をお願いします。
必要書類など詳細については、町ホームページおよび担当課にご確認ください。

❶町内事業所等従業者移住促進奨励金

▼**対象**
平成29年1月1日から6月30日までに町に転入した人で、下記の**町認定事業所**※にお勤めの人のうち、下記の支給要件をすべて満たしている人

※町認定事業所は以下のとおりです
▼キヤノン▼キヤノンモールド▼キヤノンセミコンダクターエクイップメント▼ツムラ▼ＳＢＳフレックネット▼丸尾カルシウム▼河村電機産業▼小川香料（事業所の認定は商工観光課で随時受け付けしています。事業所の認定要件等の詳細はお問い合わせください）

▼**支給要件**
▼町に定住（3年以上）する意思がある
▼過去に町の住民基本台帳に記録されたことがない者、または町からの転出後、23か月以上を経て町に転入した者
▼申請日において町の住民基本台帳に記録されている者
▼支給を受けようとする者、およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼**支給額**
▼**持家の場合**:50万円を上限として、住宅の取得に要した額の8分の1以内、住宅の工事等に要した額の2分の1以内
▼**賃貸の場合**:2人以上の世帯で30万円、単身世帯で20万円、その他の場合で20万円。
※ただし、住宅の耐震性が書面等で確認できることが必要です

▼**問い合わせ**
商工観光課☎888-1111（172）

❷3世代同居・近居促進奨励金

▼**対象**
平成29年1月1日から6月30日までに町に転入した人のうち、3年を超えて町に定住する親がいて、申請者が町内に転入することにより、親・子・孫の3世代が町内に居住する場合で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼**支給要件**
①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です。

▼**支給額**
①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です。

▼**問い合わせ**
政策秘書課☎888-1111（283）

❸第3子以降出産奨励金

▼**対象**
平成29年1月1日から6月30日までに第3子以降の子が生まれた人で、第3子以降の子が生まれた時点で町の住民基本台帳に登録されている保護者等、第3子以降の子が生まれたときは他の市町村に住んでいたが6月30日までに町に転入した保護者等で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼**支給要件**
▼町に定住（3年以上）する意思がある
▼第3子以降の子と同一の世帯に属し、かつ現在も同居している
▼支給を受けようとする者およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
▼町政モニターとなることを希望する者
▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼**支給額**
第3子以降の子1人につき10万円。

▼**問い合わせ**
子ども家庭課☎888-1111（119）

■申請書
申請書は、提出先各課の窓口で配布または町ホームページ（http://www.town.ami.lg.jp）内からダウンロードすることができます。

■申請方法
申請書の提出は、上記①～③の各奨励金ごとの担当課に直接持参してください。
※ただし①は、**町認定事業所等が従業員の申請書を取りまとめて**申請してください

鹿島アントラーズFC
フレンドリータウンデイズ2017
『阿見の日』

政策秘書課☎888-1111（283・734）

6月25日(日)開催

J1リーグ第16節 VSアルビレックス新潟
午後6時30分キックオフ（開場:3時30分）
県立カシマサッカースタジアム

初夏のおでかけにいかがですか？

梅雨は屋内で過ごすことが多くてつまらない。そんな声が聞こえてきます。せっかくの初夏の日曜日。外に出てサッカー観戦やイベント観覧をスウィーツ片手に楽しみましょう！　スタジアムで待っています！！

ステージイベントの見どころを紹介します！！　※イベント内容は変更になることがあります

※ステージイベントは午後3時30分ごろから2階コンコースで実施します

◀「みならいモンスター」
あみ大使として活躍中の3姉妹ガールズバンド。
いきいき茨城ゆめ国体2019セーリング競技会のイメージソングを会場で披露します。

優勝報告に訪れた中山さん（平成27年）

▶「霞ヶ浦高等学校チア･ダンス部」
躍動感あふれる演技が魅力の霞ヶ浦高等学校チア･ダンス部。今年も元気と笑顔いっぱいのステージをお届けします。

▲『チャレンジ!!　アームレスリング』
町出身のアームレスリング選手中山裕一さん（第33回全日本アームレスリング選手権大会100kg超級王者）に挑戦してみよう！

切り取り

切り取り　切り取り

切り取り

まい･あみ･マルシェと特産品販売がパワーアップ！！

■『まい･あみ･マルシェ』と特産品販売

▼時間：午後 3 時 30 分ごろから

▼場所：2 階コンコース

今の時期しか食べることのできない旬の食材を数多く集めました。町の初夏の味をお楽しみください。

毎年大好評の『あみグリーンメロンのスウィーツフェア』をスタジアムで開催するよ！

◀阿見グリーンメロンのあみろん

甘くてシャリシャリ！カットスイカも食べてね！

▲スイカのまいあみちゃん

今年も町内産の夏野菜を使ったボリュームたっぷりのオム焼きそばがあるよ！

▲ヤーコンのコンちゃん

◀色々な特産品の販売やステージイベントを行う「ホームタウンデイズ鉾田の日」も同時開催！

試合へのご招待･ご優待

当日は、下図の『チケット引換券』と町内在住･在勤･在学を証明できるものを持参のうえ、**下図のイベント窓口にお越しください。**指定席またはサポーターズシートにご招待･ご優待価格で入場できます。なお、指定席は先着順となります。

▼**時　間**：午後 2 時から引き換え開始

▼**料　金**：**無料**（高校生以下･65 歳以上の人･ファンクラブ会員）

1,000 円（町内に在住･在勤･在学の人）

▼**その他**：6 月上旬から役場（商工観光課･政策秘書課）･中央公民館･各地区公民館･ふれあいセンターで『チケット引換券』を配布します。また、下記の券面部分を切り離し、ご使用いただいても結構です。

※イベント参加時の不可抗力によるけがなどについては責任を負いかねますので、あらかじめご了承願います

切　り　取　り

FRIENDLY TOWN DAYS

●この券は2017年6月25日(日)2017年 明治安田生命J1リーグ 第16節 アルビレックス新潟戦の特別招待･優待チケット引換券です。
(カテゴリー4北(先着順)またはサポーターズシートとなります。)

●この引換券がご利用できるのは阿見町在住、在勤、在学の方となります。

■ご招待対象者(無料)
アントラーズファンクラブ会員･小中高校生･65歳以上の方

■ご優待対象者(1,000円)
上記項目に該当しない阿見町在住、在勤、在学の方

●当日、観戦されるご本人様が阿見町在住･在勤･在学であることを証明するものをご持参ください。(例：運転免許証、保険証、学生証など)
●キックオフ時間は変更になる場合があります。以下へお問い合わせください。
●カシマスタジアム以外の会場へ変更となった場合、本券は無効となります。
●試合当日、本券ご持参の上、イベント窓口にお越しください
(引換え開始時間は14：00からとなります)。

■本件に関する問合せ先：鹿島アントラーズコールセンター
電話 0299-82-5555（10:00~16:00）

サポーターズシートのホーム･アウェイが入れ替わりました!

サポーターズシート(ビジター側)の販売状況により北側ビジターエリアの一部をホームエリアとして開放する場合があります。

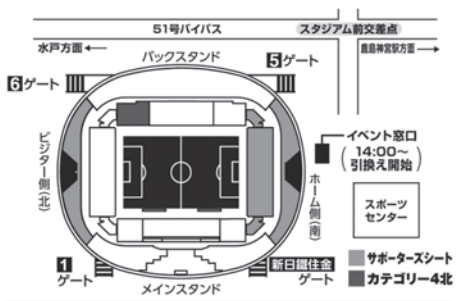

○でかこんで下さい
招待：小中高校生 ・ 65才以上 ・ ファンクラブ会員
優待：一般 阿見町　在住 ・ 在勤 ・ 在学

切　り　取　り

切り取り

切り取り

平成28年度の運用状況を報告します！

●情報公開制度
●個人情報保護制度

総務課文書法制係☎888-1111（214）

情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求める権利をすべての人に保障するものです。

▼請求ができる人：どなたでも請求できます

▼請求の方法：請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページから取得することができます

▼公開請求に対する決定：請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長するときがあります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法：お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します

▼平成28年度の運用状況：61件の公開請求がありました（左表参照）

公開請求の決定状況	件数
公　開	25
一部公開	31
非公開	1
不存在	4
合　計	61

▼公開請求の内容：実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

実施機関		件数	主な内容
町長	町長公室	3	筆界等関係記録
	総務部	7	損害保険証券・住居表示台帳図・工事関係書類
	町民生活部	3	賠償責任保険証券など
	保健福祉部	6	傷害保険証券・工事関係書類など
	産業建設部	16	工事関係書類・契約関係書類など
町教育委員会		26	小中学校心臓検診の結果・学校再編検討委員会議事内容関係記録・工事関係書類など

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を閲覧したり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求することができる仕組みです。

▼請求ができる人：自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます

▼請求の方法：請求内容に応じて、所定の請求書を情報公開コーナーに提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることの確認をします。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼開示請求に対する決定：請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長するときがあります）に決定し、書面でお知らせします

▼開示方法：お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。その際も請求者が本人または法定代理人であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼訂正請求・利用停止の申出：請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報が条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を申し出ることができます

▼平成28年度の運用状況：3件の開示請求がありました。請求内容は左表のとおりです。そのほか、訂正請求・利用停止の申し出はありませんでした

公開請求の決定状況	件数	公開請求の決定状況	件数
公　開	2	不存在	0
一部公開	1	情報提供	0
非公開	0	合　計	3

実施機関	件数	主な内容
保健福祉部	3	医療福祉費受給者台帳関係書類・居宅介護サービス提供実績関係書類

公表します
町職員の給与・定員管理等

総務課職員係☎888-1111(212)

1. 総括

❶人件費の状況（平成 27 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	平成 26 年度の人件費率
47,439 人（平成 28 年 3 月 31 日）	15,007,469 千円	681,644 千円	2,364,382 千円	15.8%	19.0%

（注）人件費には特別職に支給される給料･報酬などを含みます

❷職員給与費の状況（平成 27 年度普通会計決算）

職員数（A）	給　与　費				1 人当たり給与費（B/A）
	給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計（B）	
268 人	998,618 千円	150,776 千円	377,773 千円	1,527,167 千円	5,698 千円

（注）1　職員手当には退職手当を含みません
2　職員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の人数です
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用「短時間勤務」）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません

❸ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

区　分	指　数	
	平成 27 年	平成 28 年
町	97.6	97.9
類似団体平均	97.0	97.5
全国町村平均	95.8	96.3

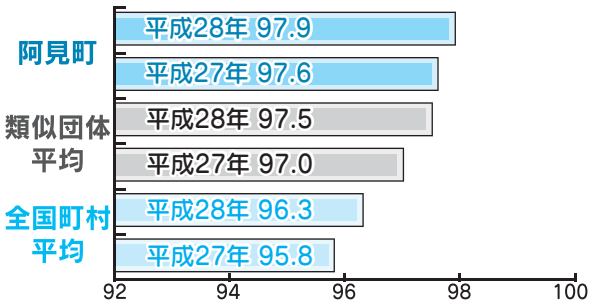

（注）1　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です
2　類似団体平均とは、人口規模･産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

❹給与改定の状況（平成 28 年度）

区分	人事院勧告				給与改定率	国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A － B	勧告（改定率）		
月例給	411,692 円	410,984 円	708 円（0.17%）	0.17%	0.17%	0.17%

（注）1　「民間給与」「公務員給与」は、人事院勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です

区分	人事院勧告				年間支給月数	国の支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A － B	勧告（改定月数）		
特別給（期末･勤勉手当）	4.32 月	4.20 月	0.12 月	0.10 月	4.30 月	4.30 月

（注）1　「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当および勤勉手当の年間支給月数です

⑤給与制度の総合的な見直しの実施状況について

▼**概要**:国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている　▼**給料表の見直し**:実施　▼**給料表の改定実施時期**:平成 27 年４月１日

▼**内容**:一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成 30 年３月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況（各項目とも平成 28 年４月１日現在）

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

▶一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
町	41.8 歳	316,900 円	372,862 円	337,140 円
県	42.7 歳	334,377 円	416,020 円	374,794 円
国	43.6 歳	331,816 円	－	410,984 円
類似団体	41.7 歳	309,814 円	374,408 円	343,774 円

▶技能労務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
町	55.7 歳	320,000 円	331,375 円	326,500 円
うち用務員	56.8 歳	324,300 円	331,800 円	328,936 円

（注）１「平均給料月額」とは、４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です
２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当･通勤手当･住居手当･時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調』において公表されているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています
３　技能労務職の民間との比較において、年齢業務内容･雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません

②職員の初任給の状況

区　分		町	国
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700 円
	高校卒	144,600円	144,600 円

区　分		町	国
技能労務職	高校卒	142,000円	－
	中学卒	134,000円	－

③職員の経験年数別･学歴別平均給料月額の状況

区　分		経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年以上 20 年未満	経験年数 20 年以上 25 年未満	経験年数 25 年以上 30 年未満
一般行政職	大学卒	273,400 円	316,100 円	357,700 円	384,100 円
	高校卒	該当者なし	238,900 円	328,200 円	361,500 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	272,700 円	317,000 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成 28 年４月１日現在）

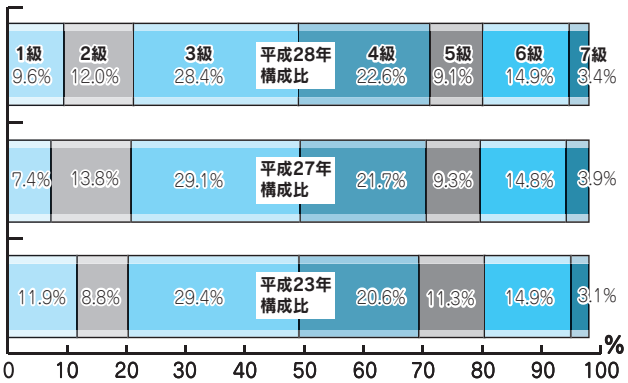

（注）平成 22 年に６級制から７級制に変更しています（旧給料表を一級一職制に整理）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主　事	20 人	9.6%	140,100 円	246,100 円
２級	主　事	25 人	12.0%	190,200 円	303,000 円
３級	主　任	59 人	28.4%	226,400 円	348,800 円
４級	係　長	47 人	22.6%	259,900 円	379,800 円
５級	課長補佐	19 人	9.1%	286,200 円	391,800 円
６級	課　長	31 人	14.9%	317,000 円	409,000 円
７級	部長･次長	７人	3.4%	361,300 円	443,700 円

（注）１　町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です
２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

②昇級への勤務成績の反映状況

平成 28 年４月２日から平成 29 年４月１日までにおける運用		町職員		国	
		管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ．人事評価を実施した		○	○	○	○
	標準に加え、上位および下位の区分も適用			○	○
	標準に加え、上位の区分も適用				
	標準に加え、下位の区分も適用				
	標準の区分のみ適用	○	○		
ロ．人事評価を実施していない					

4. 職員手当の状況

❶期末手当･勤勉手当（平成 27 年度）

区　分	町		県		国	
平均支給額	1 人当たり平均支給額 1,385 千円		−		−	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分（1.45 月分）	1.60 月分（0.75 月分）	2.60 月分（1.45 月分）	1.60 月分（0.75 月分）	2.60 月分（1.45 月分）	1.60 月分（0.75 月分）
加算措置の状況	職制上の段階･職務の級等による加算措置 役職加算　5 ～ 15%		職制上の段階･職務の級等による加算措置 役職加算　5 ～ 20% 管理職加算　15 ～ 25%		職制上の段階･職務の級等による加算措置 役職加算　5 ～ 20% 管理職加算　10 ～ 25%	

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	町職員		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ．人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位および下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ．人事評価を実施していない				

❷退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区　分		町		国	
		自己都合	勧奨･定年	自己都合	勧奨･定年
支給率	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続 25 年	29.145 月分	34.58250 月分	29.145 月分	34.58250 月分
	勤続 35 年	41.325 月分	49.59000 月分	41.325 月分	49.59000 月分
	最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分	49.590 月分	49.59000 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置　2 ～ 20%加算		定年前早期退職特例措置　2 ～ 45%加算	
1 人当たり平均支給額		19,390 千円		−	

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 27 年度に退職した職員に支給された平均額です

❸時間外勤務手当

支給実績（平成 27 年度決算）	69,217 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）	444 千円
支給実績（平成 26 年度決算）	72,789 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	458 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

❹その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成 27 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）
扶養手当	配偶者　13,000 円 配偶者扶養の場合第 1 扶養者　6,500 円 配偶者非扶養の場合第 1 扶養者　6,500 円 配偶者なしの場合第 1 扶養者　11,000 円 特定期間（16 ～ 22 歳）の加算額　5,000 円	同　じ	−	21,676 千円	214,611 円
住居手当	借　家：月最高限度額　27,000 円	同　じ	−	9,688 千円	284,931 円
通勤手当	公共交通機関利用者／定期券代等の実費： 月最高限度額　55,000 円 自動車等利用者／通勤距離片道 2km 以上の場合に距離に応じて　2,000 ～ 31,600 円	同　じ	−	7,967 千円	58,153 円
管理職手当	支給対象職員： 部長 65,000 円、課長 40,000 円、施設長 30,000 円など	異なる	役職における手当額が異なる	19,593 千円	515,605 円

（注）管理職手当については，平成 16 年 7 月 1 日から 20%削減しています。

5. 特別職の報酬等の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区　分		月　額		
給料	町　長	722,000 円	期末手当	平成 27 年度支給割合 3.15 月分
	副町長	585,000 円		
報酬	議　長	369,000 円		
	副議長	330,000 円		
	議　員	313,000 円		
退職手当		（算定方式）	（1 期の手当額）	（支給時期）
	町　長	給料月額×在職年数× 550/100	15,884,000 円	任期毎
	副町長	給料月額×在職年数× 310/100	7,254,000 円	任期毎

（注）1　退職手当（1 期の手当額）は、4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1 期（4 年＝ 48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です

（注）2　町長給料 15％削減、副町長･教育長給料 10％削減を平成 17 年 7 月 1 日から実施しています

6. 職員数の状況

❶部門別職員数と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

区　分			職　員　数		対前年増減数	主な増減理由
部　門			平成27 年	平成28 年		
普通会計部門	一般行政部門	議　会	3 人	3 人	0	
		総　務	66 人	71 人	5	国体、道の駅業務増等による増
		税　務	25 人	24 人	▲1	育児休業職員復帰による他部門への異動
		民　生	71 人	70 人	▲1	事業統合による減
		衛　生	22 人	22 人	0	
		農林水産	11 人	10 人	▲1	事業統合による減
		商　工	6 人	6 人	0	
		土　木	27 人	24 人	▲3	事業統合による減
		小　計	231 人	230 人	▲1	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 ▼町：48.5 人　▼類似団体：50.00 人
	教育部門		38 人	38 人	0	
	小　計		269 人	268 人	▲1	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 ▼町：56.5 人　▼類似団体：64.41 人
公営企業等会計部門	水　道		6 人	6 人	0	
	下水道		3 人	3 人	0	
	その他		18 人	18 人	0	
	小　計		27 人	27 人	0	
合　計			296 人［406 人］	295 人［406 人］	▲1	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数　62.2 人

（注）1　職員数は、一般職に属する職員数です　　2［　］内は、条例定数の合計です

❷年齢別職員構成の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

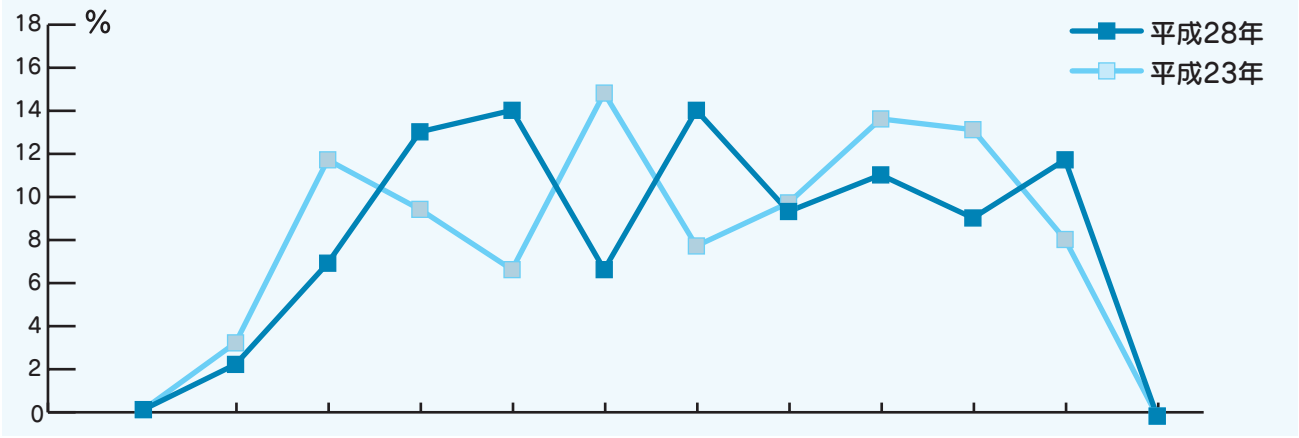

区　分	20 歳未満	20 歳～23 歳	24 歳～27 歳	28 歳～31 歳	32 歳～35 歳	36 歳～39 歳	40 歳～43 歳	44 歳～47 歳	48 歳～51 歳	52 歳～55 歳	56 歳～59 歳	60 歳以上	計
職員数	1 人	7 人	21 人	39 人	42 人	20 人	42 人	28 人	33 人	27 人	35 人	0 人	295 人

7. 公営企業職員の状況（水道事業）

❶職員給与費の状況

▼決算（平成 27 年度）

総費用 A	純損益または実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	平成 26 年度の総費用に占める職員給与費比率
934,894 千円	77,413 千円	45,512 千円	4.9%	3.2%

職員数 A	給与費				1 人当たり給与費 B／A
	給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
6 人	25,106 千円	5,234 千円	7,311 千円	37,651 千円	6,275 千円

（注）1 職員手当には、退職給与金を含みません
2 職員数は、平成 28 年 3 月 31 日現在の人数です

❷職員の基本給、平均月収額および平均年齢の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	47.0 歳	359,972 円	404,566 円
一般行政職	41.8 歳	316,900 円	456,529 円

（注）平均月収額には、期末･勤勉手当などを含みます

❸職員の手当の状況

▼期末手当･勤勉手当（平成 27 年度）

区分	水道事業	一般行政職
1 人当たり平均支給額	1,219 千円	1,385 千円

（注）支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

▼退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

水道事業			一般行政職		
	自己都合	勧奨･定年		自己都合	勧奨･定年
1 人当たり平均支給額	―	―	1 人当たり平均支給額	―	20,990 千円

（注）1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです
2 一般行政職の退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 27 年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当

支給実績（平成 27 年度決算）	1,827 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）	365 千円
支給実績（平成 26 年度決算）	917 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	306 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

▼その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）（※）は平成 27 度決算の額です

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（※）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（※）
扶養手当	一般行政職と同じ	同 じ	―	1,318 千円	263,681 円
住居手当	一般行政職と同じ	同 じ	―	―	―
通勤手当	一般行政職と同じ	同 じ	―	176 千円	35,218 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同 じ	―	473 千円	472,800 円

問い合わせ：総務課職員係☎888-1111（212）

手続きをお忘れなく！
児童手当制度
6月は現況届の提出時期です

子ども家庭課☎888-1111（119）

■児童手当制度の目的
児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

■対象
中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

■新たに児童手当の支給を受けるための手続き
出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

■支払月
原則として6月･10月･2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します

■支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 （第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円

▼第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3番目以降の子を指します
▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりませんが、養育している子とみなします

■所得制限

扶養親族数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

▼児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額は児童の年齢に関係なく5,000円となります
▼所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

■現況届の提出
児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた人には、6月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。**『児童手当現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月以降の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。**

▼**提出期限：6月30日（金）まで**　※土･日を除く　▼**提出先：**役場1階子ども家庭課
▼**必要書類：**▼児童手当現況届　▼厚生年金等加入者の場合：健康保険被保険者証の写し（町国保加入者は健康保険被保険者証の写しは必要ありません）　▼平成29年1月2日以降に阿見町へ転入した場合：1月1日現在の住所地での平成29年度所得証明書　▼児童と別居している場合：子どもの属する世帯全員が記載された住民票の写し（児童と同居している人は、住民票は必要ありません）

紹介します！ 平成29年度の 区長さん

行政区・氏名（敬称略）

阿見台
藤山　英夫

中郷西
岩月　邦雄

阿見中地区
23行政区
←

中央西
酒井　一彦

中央東
小野　哲

西方
蛯原　一義

宿
湯原　廣三

北
長嶋　政之

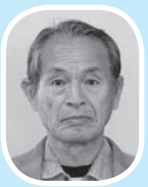
西郷
宮本　一男

一区南
髙村　正

三区下
芹田　宏重

三区上
栁橋　則男

鈴木
佐藤　喜一

中央北
糸賀　忠

中央南
鴻巣　道明

中吉原
篠﨑　次男

上吉原
佐藤　茂

大砂
國府田　務

富士団地
山口　道子

上郷
石井　定夫

一区北
中島　正晴

二区北
南雲　明夫

住吉
江口　美清

朝日中地区
15行政区
←

福田
木村　袈裟生

新山
齊藤　久芳

下吉原
飯野　寛

シンワ
佐藤　忠夫

本郷
須藤　活久

下本郷
横田　芳明

上本郷
宮本　正巳

一区
櫻井　昭

二区南
新橋　嗣男

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

上長
角　慶一郎

下小池
宮本　剛

上小池
吉田　誠

寺子
本間　方生

実穀
野口　賢

中根
内田　榮

青宿
飯塚　久之

立ノ越
齋藤　鷹一

中郷東
長南　幸雄

岡崎
松本　康雄

竹来中地区
28 行政区

筑見
中川　純一

曙東
尾崎　勝男

白鷺団地
出口　豊

大室
青山　立美

霞台
神生　敏晴

廻戸
大橋　忠男

新町
橋本　久

塙
田崎　光男

石川
糸賀　英樹

大形
渡邉　雄二

君島
瀬尾　恒雄

レイクサイドタウン
村木　貞之

曙南
葉梨　健次

下島津
平岡　剛

上島津
柳生　邦夫

飯倉二区
椎名　徳三郎

飯倉
宮越　等

上条
木鉛　明

追原
小松澤　喜一

南平台三丁目
木道　則夫

南平台二丁目
武藤　次男

南平台一丁目
廣木　武則

竹来
吉田　昌男

掛馬
柳生　清

南島津
大久保　卓幸

町・県民税（住民税）の

公的年金からの特別徴収（天引き）制度

65歳以上の人

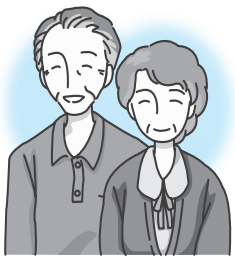

税務課町民税係☎888－1111（151・152・156）

住民税の公的年金からの特別徴収制度とは、65歳以上の住民税の納税義務のある公的年金等にかかる所得を有する人を対象に、今まで納付書または口座振替で納付していただいていた公的年金にかかる住民税を、年金から天引きする制度です。

この制度の導入による税負担の変化はありません。お支払い方法が変わるだけです。

対象となる人

公的年金の受給者で、▼65歳以上（4月1日現在）▼老齢基礎年金等の支払いを受けている▼公的年金にかかる住民税の納税義務がある―のすべてを満たす人。

対象とならない人

▼1月1日以降、転出・死亡等の理由で町に引き続き住所を有していない人
▼老齢基礎年金等の年額が18万円未満の人
▼介護保険料が年金から天引きされていない人
▼住民税から天引きされる額が老齢基礎年金等の年額を超える人

※ご自身が対象になっているかどうかは、6月中旬ごろに町からお送りする住民税の税額決定・納税通知書でご確認ください

なお、65歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金等所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して、給与から天引きする制度となっています。

徴収される税額

公的年金からは公的年金の所得分にかかる税額のみ天引きします。

公的年金以外の所得（給与・事業・不動産など）にかかる税額は年金から天引きはせずに、現行と同様に普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの天引きで納めていただくことになります。

対象となる年金

老齢等年金給付（▼老齢基礎年金▼老齢厚生年金▼退職共済年金―など）。

※遺族年金や障害年金は天引きの対象になりません

徴収方法および税額

年間の支給月（6回）を大きく2つに分けます。

❶上半期の年金支給月（4・6・8月）：前年度の税額を3分の1ずつ3回徴収します（仮徴収）

❷下半期の年金支給月（10・12・2月）：その年度の年税額から上半期に徴収した額を差し引いた残りの額を、3分の1ずつ3回天引きします（本徴収）

※税額は6月に確定するため、仮徴収の税額は前年度の税額に応じて仮に定めて天引きされます

特別徴収制度の見直し

■仮徴収額算定方法の見直し

年間の徴収税額の平準化を図るために、仮特別徴収税額（仮徴収額）を**「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額（年税額）の2分の1に相当する額とする」**こととされました。

▼適用時期　**平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用**

※詳細は15ページの「■仮徴収額算定方法の見直し」をご参照ください

■転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

現行制度では賦課期日（1月1日）後に市町村の区域外に転出した場合や、特別徴収する税額が変更された場合、公的年金からの特別徴収は停止（中止）され、普通徴収（納税通知書で納めていただく方法）に切り替わることとされていましたが、**「転出や税額変更があった場合においても一定の要件の下、特別徴収を継続する」**こととされました。

▼適用時期　**平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用**

※この見直しは、仮徴収額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担となる年度額の増減を生じさせるものではありません。詳細は上記までお問い合わせください

公的年金等を受給されている人の町・県民税（住民税）申告

確定申告が不要でも住民税の申告が必要となる場合があります

税務課町民税係☎888－1111（151・152・156）

所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、住民税の申告書を提出したものとみなされますから、住民税の申告書の提出は必要ありません。

しかし、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、次に当てはまるときには、住民税の申告書の提出が必要となります。

❶公的年金等にかかる雑所得のみがある人で、『公的年金等の源泉徴収票』に記載されている控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除など）以外の各種控除の適用を受けるとき

※住民税申告書を提出しないと、源泉徴収票に記載されていない社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの住民税の控除の適用を受けることができません

❷公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額があるとき

※公的年金等にかかる雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要です

確定申告が必要な人

公的年金等の収入金額の合計額が４００万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

しかし、2か所以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している人や年金以外に給与所得がある人などは、多くの場合、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

※上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が必要条件となっている場合がありますので、ご注意ください

確定申告ができる人

確定申告が必要でない場合でも、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が納め過ぎとなっている人は、確定申告をすることにより差額の還付を受けることができます（還付申告）。

■仮徴収額算定方法の見直し

【現行】（平成 28 年 8 月分まで）

▼仮徴収額
（4 月・6 月・8 月）＝（前年度分の本徴収額）÷3
▼本徴収額
（10 月・12 月・2 月）＝（年税額 – 仮徴収額）÷3

【改正】（平成 28 年 10 月分から）

▼仮徴収額
（4 月・6 月・8 月）＝（前年度分の年税額×½）÷3
▼本徴収額
（10 月・12 月・2 月）＝（年税額 - 仮徴収額）÷3

（例）65 歳以上の夫婦世帯（夫の個人住民税額＝ 60,000 円、妻は非課税）

年度	年税額	現行（～平成 28 年 8 月分）		改正後（平成 28 年 10 月分～）	
		仮特別徴収税額（4 月・6 月・8 月）	本徴収税額（10 月・12 月・2 月）	仮特別徴収税額（4 月・6 月・8 月）	本徴収税額（10 月・12 月・2 月）
29	60,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
30	36,000 円（医療費控除等の増）	10,000 円	2,000 円	10,000 円	2,000 円
31	60,000 円	2,000 円	18,000 円	6,000 円	14,000 円
32	60,000 円	18,000 円	2,000 円	10,000 円	10,000 円

8月31日まで
臨時福祉給付金（経済対策分）
の申請はもうお済みですか？

社会福祉課社会福祉係☎888-1111（709）

この給付金は、平成26年4月に実施した消費税率引き上げによる影響を緩和するために所得の少ない人に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

なお、町では3月初めに対象者の皆さんに申請書を送付しており、5月現在で対象者の約7割から申請をいただいております。

支給対象者

▼平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）の支給対象者だった人（実際に受給していなくても対象となります）

※平成28年1月1日において住民登録している市区町村が申請先になります（1月2日以降に転出・転入されている場合は、1月1日に住民登録している市区町村が申請先となります）

支給対象外の人

▼住民税が課税されている人
▼住民税が課税されている人の税法上の扶養になっている人
▼生活保護受給者
▼中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
▼国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
▼ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者

給付額

対象者1人につき15,000円　※支給は1回のみ

必要書類

▼申請書（町から対象者へ送付します）
▼本人確認書類（住民基本台帳カード・運転免許証・健康保険証・パスポート等の写し、外国人の人は在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書等）　※必ず全員分の確認書類が必要です
▼指定した口座が確認できる書類（金融機関名・口座番号・口座名義人〔カナ〕がわかる通帳・キャッシュカードの写し）　※振込先が前年度の臨時福祉給付金と同じ場合は必要ありません

受付期間

8月31日㈭まで

※原則として、受付期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。また、受付期間は市区町村により異なります。町以外が申請先となる人は、事前に申請先の市町村にお問い合わせください

申請方法

①３月１日に支給対象者（町外も含む）へ申請書を送付しました
②直接社会福祉課窓口に申請するか、申請書に必要事項を記入いただき、その他の必要書類とともに同封の返信用封筒へ封入し、ポストに投函してください
※課税状況または、申告状況などの確認が取れない人については、返信用封筒は同封されておりません
③町で支給審査を行い、支給対象者の人へ支給決定通知を送付します
④決定通知送付月の月末にご指定口座に給付金が振り込まれる予定です
※金融機関の口座を持っていないなど、振り込みによる支給が困難な場合は、社会福祉課窓口で給付金を受け取ることができます

配偶者からの暴力を理由に避難している人への対応

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により基準日（平成 28 年１月１日）時点で住民票を移すことができない人で、一定の要件を満たす場合は、現在実際にお住まいの市区町村に申し出ていただいたうえで、申請をすることにより給付金を受け取ることができます。手続きの完了後は、配偶者等から臨時福祉給付金の申請はできません。
※申請を行う前に、配偶者などからの申請により既に支給している場合は、申請受付はできません

「振り込め詐欺」、「個人情報・マイナンバーの搾取」にご注意ください！

臨時福祉給付金（経済対策分）の給付を装った不審な電話・メール・郵便物が発生しています。
お住まいのご自宅や職場などに市町村・厚生労働省の職員等をかたる人物から
▼ ATM（現金自動支払機）の操作・臨時福祉給付金のメールでの申請手続き・臨時福祉給付金の手数料の振り込みなどの依頼
▼お金を振り込むので ATM を指示どおりに操作してほしいという依頼
などの電話がかかってきたり、郵便が届いたら**迷わず、町や警察署【または警察相談専用電話（＃ 9110）】にご連絡ください。**

制度に関するお問い合わせ

給付金の制度に関する一般的なお問い合わせは、下記専用ダイヤルをご利用ください。

厚生労働省『臨時給付金ダイヤル』☎ 0570-037-192

時間：午前９時～午後６時（土・日・祝日含む）

申請方法に関するお問い合わせ

給付金の申請方法に関するお問い合わせは、下記にお問い合わせください。

阿見町役場社会福祉課 ☎ 888-1111(709)

時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分　※土・日・祝日を除く

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの毎日を支えます

町で利用できる65歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

高齢福祉課　☎888-1111(141・142・743)

高齢福祉課

●シニアカード
協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。
▼**対象**＝町内に居住する65歳以上の人

●緊急通報システム整備事業
ひとり暮らしの高齢者や世帯全員が75歳以上の高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、急病・災害などの緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。また、月に一度利用者の状況を確認します。
▼個人負担があります
▼電話回線の種類により使用できない場合があります

●ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業
ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性のある人に、乳製品の手渡し配達により安否の確認を行います。

●外出支援サービス事業
車いすやストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする高齢者を対象に、利用者宅と特定の医療機関などの往復に必要な費用の一部を助成します（福祉タクシー利用券・自動車税などの減免を受けている人は対象外となります）。
▼片道を1回として年24回まで

●日常生活用具給付事業
寝たきりやひとり暮らしの高齢者に、電磁調理器・火災警報器を給付します。
▼個人負担があります

●シルバーカー購入費補助事業
歩行に支障がある高齢者で、同一世帯の生計中心者の前年の所得税額が14万円以下の人に、シルバーカー購入費用を補助します。
▼**補助限度額**＝5000円

●福祉電話貸与事業
電話機の設置が困難な低所得のひとり暮らしの高齢者に電話機を貸与し、利用料金の一部を助成します。

●生活管理指導員派遣事業
介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで日常生活を営むのに支障のある人に対し、生活の支援・援助のため生活管理指導員を派遣します。
▼個人負担があります

●家族介護用品支給事業
介護保険で要介護3以上（常時失禁発生の可能性がある要介護1および2の住民税非課税世帯の人を含む）と認定された人を在宅で介護する家族などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。

●徘徊高齢者家族支援サービス事業
徘徊の見られる在宅の高齢者を介護している家族に、GPS発信機の貸与や、QRコードシートの配付を行い徘徊・そのほかの緊急時に迅速な対応をします。
▼GPS発信機を紛失・破損した場合の費用やQRコードシートの追加購入費用は個人負担となります

●在宅寝たきり高齢者等介護慰労金支給事業
基準日（12月31日）以前に1年間継続して介護保険で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

●生活管理指導短期宿泊事業
介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊（原則7日以内）による生活指導・支援を行います。
▼同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります

●要介護者等緊急短期宿泊事業
介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられなくなり緊急に入所が必要な人を対象に、短期宿泊（原則7日以内）による支援を行います。
▼同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります

※次ページに続く

●高齢者住宅リフォーム助成事業
介護保険で要支援・要介護と認定され、前年の所得税が非課税の世帯に属する高齢者などに対し、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。

●成年後見制度利用支援事業
認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者または2親等以内の親族がいない人）等、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立や申立費用等を支援します。
▼**助成額**＝所得などにより異なります
※知的・精神障害者は社会福祉課障害福祉係で受け付けします

健康づくり課

●つるかめ教室
運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。
▼**対象**＝10人以上の高齢者団体
▼**実施回数**＝月1回
▼**実施場所**＝地区公会堂など

●健康相談
健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士・理学療法士が応じます。

町社会福祉協議会

●給食サービス事業
65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当（昼食）を配送・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。
▼**利用期日**＝毎月第2・4水曜日（祝日、7・8月の夏季を除く）

●生活援助型食事サービス
配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。
▼**利用期日**＝毎週月曜日～金曜日（祝日年末年始を除く）
▼**利用料（個人負担分）**＝1食あたり（普通食410円・特別食570円）

●心配ごと相談
生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。
※詳細は36ページ（定例相談）参照

●ふれあい電話
申請された65歳以上のひとり暮らし宅に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。
▼**実施期日**＝火・木曜日午後1時30分～4時（祝日・年末年始を除く）

●在宅福祉（有償）サービス事業
おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。
▼**登録会員方式**＝利用会員・協力会員
▼**サービス内容**＝食事の支度・洗濯・掃除・買い物等の家事支援、通院など外出時の付き添いなど
▼**利用日時**＝午前7時～午後7時（年末年始を除く）
▼**利用料**＝1時間600円

●車いす貸出事業
町内在住の人に、一時的（1か月を限度）に車いすを貸し出します。

●低床カー貸出事業
車いすごと乗れる軽車両を2日間限度で貸し出します。
▼**負担**＝1kmあたり10円のガソリン代がかかります

●日常生活自立支援事業
認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い日常生活を支援します。
▼**利用料**＝▼**福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス（生活支援員派遣による援助）**：1時間あたり1100円
▼**交通費**＝1kmあたり37円のガソリン代がかかります
▼**書類等預かりサービス（保管料）**：1か月あたり500円　※生活保護受給者は免除になります

地域包括支援センター

●高齢者に関する総合相談
介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、介護予防ケアプランの作成や地域支援事業のケアマネジメントを行います。

●家族介護支援事業
在宅で介護している人・近くで支援している人・介護に興味をお持ちの人等を対象に介護・福祉に役立つ知識や技術の教室を開催します。また、介護する人同士の交流や情報交換の機会を提供します。

各サービスの問い合わせ
▼高齢福祉課高齢福祉係☎888－1111（141・142・743）▼健康づくり課（総合保健福祉会館内）☎888－2940 ▼町社会福祉協議会☎887－0084 ▼地域包括支援センター☎887－8124

人と自然が共存し 環境を守るまち あみ

注意!あなたの土地が狙われています

～廃棄物の不法投棄･残土の無許可埋め立て～

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内）☎889-0281

悪質な業者から金銭の提供や架空のもうけ話等で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋立られる事案が発生しています。こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地や手入れが行き届かない土地などが狙われています。

定期的な見回り･進入防止柵や不法投棄禁止の看板等の設置が有効です（『不法投棄禁止』等の看板が必要な場合は、廃棄物対策課までお問い合わせください。）。

違法なごみ処理は厳しく処罰

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、第16条で「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定しています。この規定に違反すると、最高で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人等の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方の罰則が科せられます。

野外でのごみ焼却（野焼き）は違法です

最近、町廃棄物対策課に「家の近くでごみを燃やして臭いがする」との苦情が多数寄せられています。

野焼きをすることは、許可を受けている焼却施設および一部の例外規定を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

十分な設備を持たない 簡易焼却炉･ドラム缶･ブロック積み焼却等でごみを焼却することも、野焼きです。

野焼きは地域の皆さんに「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの健康被害を及ぼすことがあるほか、ダイオキシン類の発生源となり、環境汚染の原因にもなります。さらに、火災につながる危険もありますので、絶対にやめましょう。

また、例外規定に該当し、違法ではない野焼きについても、苦情が寄せられた場合は指導の対象となります。その場合には、町職員等により訪問･指導させていただいています。

あらかじめご了承下さいますようお願いします。

不法投棄･野焼きを見つけたら不法投棄110番（☎0120-536-380）へ！

▼**受付時間**:平日の午前8時30分～午後5時15分　※受付時間外は牛久警察署まで

▼**問い合わせ**:▼牛久警察署☎871-0110　▼県廃棄物対策課☎029-301-3033

▼町廃棄物対策課（霞クリーンセンター内）☎889-0281

龍ケ崎地方衛生組合の情報公開制度運用状況をお知らせします

■**平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）運用状況**

公開請求の件数	0件	公開決定の件数	0件	不服申し立ての件数	0件

■**龍ケ崎地方衛生組合とは**

8市町村（龍ケ崎市･牛久市･取手市･利根町･河内町･稲敷市･美浦村･阿見町）で構成する一部事務組合であり、構成する各市町村から搬入される浄化槽の汚泥等の処理を行っています。

▼**問い合わせ**:龍ケ崎地方衛生組合総務課　龍ケ崎市板橋町字安台542番地1　☎0297-64-1144

環境を守り育むまちづくり

環境保全・環境美化に努めましょう

環境政策課☎888-1111（252）

空き地の雑草は定期的に刈り取りましょう

空き地の所有者・占有者は、雑草を定期的に刈り取るなど、責任をもって日ごろから適正な管理をお願いします。

刈り取った雑草は霞クリーンセンターへ直接搬入するか、燃えるごみ専用袋に入れ所定のごみ集積所に出してください（量が多い時は霞クリーンセンターへ連絡のうえ直接搬入をお願いします）。

▼**刈り取った際のお願い：野外での焼却行為は、法律により禁止されています。**ご近所の迷惑にもなりますので、刈り取った雑草などは燃やさないでください

スズメバチ駆除費補助金制度

町では、町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼**対象者**：次のすべての要件を満たす人
- ▼スズメバチが営巣している町内の土地・建物の所有者や管理者、賃借する個人
- ▼申請日において町税を滞納していないこと

▼**補助額**：スズメバチの巣の駆除処理１件につき、駆除処理に要した費用の２分の１の額（100円未満は切捨て）※上限15,000円

▼**申請方法**：スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から１か月以内に、必要書類❶～❺を持参して環境政策課に申請する

▼**必要書類**：❶補助金交付申請書（申請時に窓口でも記入できます）❷領収書の写し（１か月を過ぎた領収書は補助の対象外）❸巣の駆除前および駆除後の写真❹印鑑❺申請者の口座番号のわかるもの

生ごみリサイクルを始めてみましょう

生ごみ処理容器『コンポスト』の使用により、生ごみが土の中の微生物の働きで堆肥として生まれ変わります。町からの補助金を利用して、生ごみをリサイクルしてみませんか？

補助金の詳細は環境政策課にお問い合わせください。

▼**注意事項**：補助の申請受付は、毎年、年度末の締め切りとなります。３月に購入した場合は、月末までに申請してくださるようお願いします

生ごみ処理容器「コンポスト」

子ども会リサイクル活動

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育として、子ども達のリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

▼**助成内容**：▼回収した資源物に対して1キログラムあたり5円を乗じた額を助成金として交付（10円未満切捨て）▼年度内に３回の活動分まで

平成28年度子ども会による資源物の回収実績（キログラム）						
新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	びん	合計
93,935	100	20,710	3,103	1,996	376	120,220

▲子ども会のリサイクル活動

後期高齢者医療制度の 高額療養費

国保年金課後期高齢医療福祉係☎888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により、後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

■1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき

限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、入院の際に『限度額適用標準負担額減額認定証』の提示が必要となります。

■自己負担額の計算方法

▼月の1日から末日までの1か月ごとの受診で計算

▼外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は、世帯内で後期高齢者医療制度被保険者を合算して計算

▼病院・薬局・歯科の区別なく合算

▼入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

■申請および支給

該当者のうち申請が必要な人（初めて支給の人）は広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

この申請書・身分証明書・印鑑・金融機関の口座番号がわかる書類および支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口またはうずら出張所で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要。ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要）。

高額療養費の自己負担限度額

▼**現役並み所得者（3割負担）**：同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。

※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合には、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

▼**一般（1割負担）**：現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人

▼**低所得者Ⅱ（1割負担）**：同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

▼**低所得者Ⅰ（1割負担）**：同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

所得区分	平成29年7月まで 月額自己負担限度額 外来（個人単位）	平成29年7月まで 月額自己負担限度額 外来+入院（世帯単位）	平成29年8月から 月額自己負担限度額 外来（個人単位）	平成29年8月から 月額自己負担限度額 外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ※4回目以降：44,400円	57,600円	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ※4回目以降：44,400円
一般	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限144,000円	57,600円 ※4回目以降：44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円		15,000円

※過去12か月以内に、世帯単位の限度額を超えて支給が4回以上あった場合に適用

・上記の表は、後期高齢者医療制度以外の70歳以上の人も同様となります

ご存じですか？
医療福祉費（マル福）制度

医療福祉

国保年金課後期高齢医療福祉係☎888－1111（134・135）

町に住所があり、各種健康保険に加入していて、左記の対象になる人に対し、保険診療となる医療費（※）を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり（小児を除く）、基準を超えた人は対象から除かれます。また、生活保護を受けている人も対象外です。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含みます

■対象となる人

●小児
▼0歳～中学3年生

●重度心身障害者
▼身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
▼心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害により、身体障害者手帳3級の交付を受けている人
▼療育手帳（判定A以上）の交付を受けている人
▼療育手帳（判定B）および身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人
▼特別児童扶養手当1級の支給対象の人
▼障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している人
※65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度への加入が要件となります

●母子（父子）家庭
▼配偶者のいない女性（男性）とその子（現に監護している場合のみ。子の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満）

●妊産婦
▼母子保健法に基づく妊娠の届出をした人（妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで）

■マル福の申請

国保年金課窓口へ左記のものを持参し申請してください。該当の場合マル福受給者証を交付します。なお年に1回更新があります（妊産婦を除く）。

●持参するもの：▼本人確認書類（運転免許証等）▼健康保険証▼印鑑▼中学3年生までの人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの▼重度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・障害年金証書等▼妊産婦に該当の人は母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの▼転入等により、町で所得の確認ができない人は住民税課税証明書等

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものです。対象者により必要な年度が異なりますので、係までお問い合わせください

■県内の病院にかかる場合

健康保険証等とマル福受給者証を医療機関等の窓口に提示してください。

●窓口での自己負担
▼外来の場合：医療機関ごとに1日600円、月2回を限度に自己負担となります。保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません
▼入院の場合：1日300円、月3000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代（標準負担額）は自己負担となります
▼重度心身障害者のマル福に該当する人は自己負担金はありません

●町からの助成
中学3年生までの人は、医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金を町が独自に助成します。外来自己負担金が600円未満の場合には、外来自己負担金支給の申請をしてください。

※妊産婦の人は医療機関へのかかり方などがほかの対象者と異なりますので、詳しくはお問い合わせください

■県外の病院にかかる場合

マル福受給者証は、県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日指定口座に振り込みます。

医療福祉費受給者証の更新について

重度障害の人、ひとり親家庭の人の医療福祉費受給者証を現在使用している人は、6月30日までで使用できなくなります。7月以降も引き続き該当となる人には、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。

ただし、転入等で所得の確認ができない人や保険証の確認ができない人は、国保年金課窓口で手続きが必要となります。なお、所得制限により非該当となる人にはその旨通知を郵送します。

●問合せ　国保年金課後期高齢医療福祉係☎888－1111（134・135）

総合健診・住民健診（集団健診）申し込みが始まります

健康づくり課健康推進係☎888-2940

病気の早期発見・早期治療、さらに生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に１回の健康診査を受けて、自分の健康状態を把握することで、健康的な生活習慣を身につけましょう。

健診を受けるには、事前の申し込みが必要です！

町の集団健診は、医療機関健診や人間ドック・脳ドックと重複して申し込むことはできませんのでご注意ください。ただし、ドックで受けられない健診項目については、お問い合わせください。

■申込期間

6月19日(月)必着

■申込方法

24～25ページの健診項目一覧を参照のうえ、受診する健診項目および必要事項を27ページの「H29総合健診・住民健診・成人健康づくり健診申込用紙」に記入し、❶❷のいずれかの方法でお申し込みください。

❶はがきや封筒により下記申込先へ郵送での申し込み
❷健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）窓口での申し込み

※平成30年3月31日時点で40歳・45歳・61歳の人と、平成30年3月31日時点で41歳以上の人のうち過去2年間に町が実施した特定健診・各種がん検診を受診した人は、健康づくり課が5月下旬に発送した「平成29年度総合健診・住民健診申込用紙」で、お申し込みください

■申込先

〒300-0331　阿見町阿見4671-1
阿見町役場健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

健診項目一覧

20～39歳の人

●対象年齢は平成30年3月31日までの到達年齢

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測（腹囲含む）・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能） **※オプション検査として、健診当日に貧血検査や眼底検査、心電図検査を申し込むことができます。**	1,000円

40 歳以上の人

●対象年齢は平成 30 年 3 月 31 日までの到達年齢

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
特定健診（町国保）	40 ～ 74 歳	問診･身体計測（腹囲含む）･血圧測定･尿検査･血液検査（脂質･肝機能･血糖･腎機能･貧血）･眼底検査･心電図検査	1,300 円
後期高齢者健診	75 歳の誕生日以降（65 歳以上の一部対象者）	問診･身体計測･血圧測定･尿検査･血液検査（脂質･肝機能･血糖･腎機能） **※オプション検査として 1,300 円をお支払いいただくことで貧血検査･眼底検査･心電図検査のセット検診を追加できます。健診当日にお申し込みください**	無料

がん検診	対象年齢	検査内容等	自己負担額
胃がん検診	40 歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	1,100 円
胸部レントゲン検診（肺がん･結核検診）		胸部レントゲン検査（65 歳以上は結核検診を含む）	300 円
喀痰（かくたん）検査	40 歳以上の該当者	喀痰細胞診（痰の検査） **※対象：胸部レントゲン検診を受ける人のうち、『喫煙年数×１日の本数』が 600 以上の人** **※健診日に痰を取るための容器を配布します。後日、指定された日に容器を提出していただきます**	800 円
大腸がん検診	40 歳以上	免疫便潜血検査（検便 2 日分）	600 円
前立腺（せん）がん検診	50 歳以上	血液検査 **※対象：男性のみ**	700 円
肝炎ウイルス検査	40 歳以上の該当者	血液検査（Ｂ型肝炎･Ｃ型肝炎のウイルス検査） **※対象：これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人**	800 円

健診日程

希望の健診項目を１日で受けることができます。

A. 総合健診（胃がん検診あり）

※ 20 ～ 39 歳の人と、40 歳以上で胃がん検診を受診する人が、お申し込みできます

健診項目:特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり、胸部レントゲン、**胃がん**、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス

期　日	会　場	受付時間
8 月 24 日（木）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	**全日程共通** ❶午前　7 時 ～　7 時 45 分 ❷午前　8 時 ～　8 時 45 分 ❸午前　9 時 ～　9 時 45 分 ❹午前 10 時 ～ 10 時 45 分
8 月 25 日（金）		
8 月 31 日（木）	かすみ公民館	
9 月　1 日（金）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
10 月 26 日（木）	本郷ふれあいセンター	
10 月 27 日（金）		
10 月 29 日（日）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11 月　7 日（火）		
11 月　8 日（水）		

B. 住民健診（胃がん検診なし）

※ 20 ～ 39 歳の人と、40 歳以上で胃がん検診を受診しない人が、お申し込みできます

健診項目:特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり、胸部レントゲン、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス

期　日	会　場	受付時間
11 月 10 日（金）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	**全日程共通** ❶午前 9 時 45 分 ～ 11 時 ❷午後 2 時 ～　3 時
11 月 13 日（月）		
11 月 22 日（水）		
11 月 29 日（水）	午前：舟島ふれあいセンター	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11 月 30 日（木）	かすみ公民館	
12 月　1 日（金）	午前：君原公民館	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12 月　4 日（月）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12 月　5 日（火）		
12 月　7 日（木）	本郷ふれあいセンター	
12 月　8 日（金）		

申込のご注意

▼電話やファックスでの申し込みはできません

▼ 40 歳以上の人の健診の希望日は、

▽胃がん検診を**受ける場合は、A 総合健診の日程**から
▽胃がん検診を**受けない場合は、B 住民健診の日程**から
} 一日だけ選んでご記入ください

▼ 20 ～ 39 歳までの人は、**成人健康づくり健診**のみの受診となります

▼**町国保以外の保険（社会保険等）に加入の人で特定健診を希望する場合**

町の集団健診で特定健診を受診できるかを、加入している保険者にご確認のうえ、お申し込みください。

なお、健診当日に**保険者から発行される特定健診受診券と保険証がない場合は、特定健診を受診することができませんのでご注意ください。**

申込用紙

H29 総合健診･住民健診･成人健康づくり健診申込用紙

住所　阿見町

氏名　　性別

生年月日　　年齢　　歳

平成 30 年 3 月 31 日時点

❶受診する健診名の左側の空欄に○をつけてください。

	成人健康づくり健診	20 ～ 39 歳
	特定健診（町国保）	40 ～ 74 歳
	後期高齢者健診	75 歳の誕生日以降 （65 歳以上の一部対象者）
	胃がん検診	40 歳以上
	胸部レントゲン検診	
	大腸がん検診	
	前立腺がん検診	50 歳以上（男性のみ）
	喀痰検査	40 歳以上（該当者のみ）
	肝炎ウイルス検査	

町国保以外の人で特定健診を希望する人はこちらに○をつけてください。

	特定健診 （阿見町国保以外）	40 ～ 74 歳

❷電話番号と健診の希望日を記入してください。

電話番号	―　　―	
健診希望日	なし	あり：　月　日　時

※申し込みされた**希望日時が希望者多数の場合、ご希望以外の日程でご案内することがあります。**
先着順ではありません、ご了承ください

27　申込･問い合わせ　健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

木造住宅の耐震診断費・耐震改修費を支援します

都市計画課☎888-1111（233）

昭和56年（1981年）5月31日以前に着工し、建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計以前の旧耐震設計基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があります。

阪神･淡路大震災、東日本大震災、熊本大地震などで、大きな被害を受けた建物のほとんどが、昭和56年5月以前に建築された旧耐震設計基準による木造住宅でありました。地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、町では一定の要件の下で補助金を交付します。

補助概要

■補助対象建築物

▼町内に現に存する住宅で、所有者自ら居住している木造住宅であること
▼昭和56年5月31日以前に工事を着工した木造住宅、または昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること
▼在来軸組構法または枠組壁工法による、2階建以下の木造住宅であること
▼延べ床面積が30㎡以上であること
▼併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であること
※上記のほかにも、要件があります。詳細は、都市計画課までお問い合わせください

■補助対象者

上記の木造住宅を居住することを目的に所有し、現にその木造住宅に居住している町内在住者で、町税等を滞納していない人。

■支援の内容

区　分	内　容
❶耐震診断	茨城県木造住宅耐震士認定者名簿に登録された「耐震診断士」を派遣し、住宅の耐震診断を行い、「耐震補強の必要性の有無」を判定します
❷耐震補強設計	耐震診断の結果、上部構造評点（※）が1.0未満の場合に、具体的な改修工事の計画を行うものです
❸耐震改修工事	耐震補強設計に基づき、基礎や壁の補強などの改修工事を行うものです

※大地震の際に建築物に必要とされる耐力（必要耐力）と実際に保有している耐力（保有耐力）の比較より導き出される評価点
※❷❸の補助申請は、単独では受け付けません

■補助金額等

	❶耐震診断	❷耐震補強設計	❸耐震改修工事	留意事項
補助金額	無料診断	限度額10万円	限度額40万円	※予定件数に達し次第、受付を終了します。ご了承ください
補助率	100%	66.6%	23%	
予定件数	5件	5件	5件	

■募集期間

6月12日(月)～7月14日(金)まで　※土･日を除く

■申請方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、都市計画課窓口でお申し込ください。制度の詳しい内容については、パンフレットや町ホームページでご覧いただけますが、まずは都市計画課へご相談ください。

■耐震診断･改修工事のトラブルにご注意ください！！

「無料で耐震診断します」などの勧誘や工事契約を迫る「点検商法」の被害が多発しています。
▼町の職員や木造住宅耐震診断士が直接訪問して耐震診断を勧めることはありません
▼木造住宅耐震診断士は「認定証」を必ず携帯しています

町体育協会シンボルマーク

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888－2526

町体育協会は町の体育活動の普及と推進を目指して昭和 37 年に創設された団体です。陸上部･野球部･卓球部等の 13 の加盟団体により活動が開始されましたが、現在は 20 の専門部と 25 のスポーツ少年団から構成され、部員･団員･指導者合わせて 2600 人を超える大きな組織となっています。

本会は、町生涯学習のスローガンである『一人いち学習･いちスポーツ･いちボランティア』をモットーに子供から大人まで健康で楽しくスポーツに親しんでもらうために活動しています。

専門部

専門部は、町民体育の振興･各競技団体の育成強化を図り、スポーツを通して町民の生活を明朗化することを目的に活動しています。

20 の専門部が、各競技の大会･指導者講習会等を開催しています。

部名	
陸上部	水泳部
野球部	バドミントン部
卓球部	ゴルフ部
柔道部	スキー部
剣道部	ダンススポーツ部
弓道部	合気道部
バレーボール部	グラウンドゴルフ部
テニス部	バウンドテニス部
ソフトボール部	スポーツ吹矢部
サッカー部	パークゴルフ部

▲専門部はさまざまな競技の大会を実施しています

スポーツ少年団

町スポーツ少年団は、スポーツを通じて少年少女の心身の鍛練を図ることを目的に活動しています。

現在、25 のスポーツ少年団が町内で活動しており、たくさんの子供たちが野球やサッカー、剣道等の競技に打ち込んでいます。

団体名（種目番号）	
阿見ヤンキース❶	阿見町柔道❹
本郷イーグルス❶	阿見ジュニアバドミントンクラブ❺
竹来ジュニアスターズ❶	吉原バドミントン❺
舟島マリナーズ❶	舟島バドミントン❺
阿見レンジャーズ❶	阿見西バドミントン❺
阿見剣友会❷	ナイスショットバドミントンクラブ❺
阿見町剣道❷	君原バドミントン❺
舟島剣道クラブ❷	阿見フットボールクラブ❻
君原剣友会❷	朝日ヴィントサッカー❻
阿見ミニバスケットボール❸	舟島フレンドシッパーズＳＣ❻
朝日ミニベスパ❸	阿見ファントゥスポーツクラブ❻
阿見フリックスミニバスケットボールクラブ❸	アスレッコクラブ❼
	舟島ドッジボール❽

種目番号の内訳	
❶野球	❺バドミントン
❷剣道	❻サッカー
❸ミニバスケットボール	❼陸上
❹柔道	❽ドッジボール

今後、体協だよりでは、各専門部･スポーツ少年団の大会結果等の活動実績を掲載して行く予定です。

各専門部･スポーツ少年団の活動に参加されたいという人や、団体を新設したいという人は上記までお問い合わせください。また、大会結果は町体育協会のホームページにも掲載しています。ぜひご覧ください。

あつき思い、心ひとつに
まい･あみ･まつり

●まい･あみ･まつり 2017●
日時:8 月 5 日(土)･6 日(日)　午後 3 時～ 9 時
メイン会場:まい･あみ･特設ステージ
およびまい･あみ･ストリート（通称）

『まい･あみ･まつり 2017』のテーマが『あつき思い、心ひとつに　まい･あみ･まつり』に決定しました。今月号では、『まい･あみ･まつり 2017』の概要と実行委員会の皆さんを紹介します。

『まい･あみ･まつり』は、家族や地域の絆を大切に、人と人とのつながりを通して、潤いと活力のあるまちづくりを目標とする町最大のイベントで、今年で 28 回目を迎えます。実行委員一同、『まい･あみ･まつり 2017』の成功に向け準備に取り組んでいますので、皆さまのご支援･ご協力をお願い申し上げます。

まい･あみ･まつりクリーン 3 か条

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

昨年は皆さまのご協力により会場内がきれいに保たれました。ご協力ありがとうございました。

広報協賛金部会

前列左から：永井みつ子（町商工会）、宮崎千五（町商工会）、舘野幸一（町商工会）、黒田愼也（町社会福祉協議会）
後列左から：瀬尾有生（JA 茨城かすみ）、小島直子（一般応募）、木村泰司（役場）、齋藤愼一（阿見ライオンズクラブ）

本部役員

前列左から：杉山智之（副委員長＝阿見ロータリークラブ）、石部克彦（実行委員長＝町商工会）、小柳望（副委員長＝茨城 YOSAKOI 小柳組）、川原智彦（幹事＝役場）
後列左から：田子智子（事務局＝臨時職員）、中根朋子（事務局＝役場）、岡野栄（事務局＝役場）、本橋大輔（事務局＝役場）、山本英宏（事務局＝役場）、鶴田美智子（会計＝役場）

●実行委員会組織図●

名誉会長
天田富司男（阿見町長）
名誉顧問
紙井和美（議会議長）
柏崎久雄（町商工会長）

顧　問（’16委員長）
村野定雄（三頭獅子神輿会）

相談役
糸賀忠（町区長会長）
米川幸雄（消防団長）

監　事
石引英世（JA茨城かすみ）
小口勝美（町総務部長）

委員長
副委員長：2人
執行部
幹事：1人
会計：1人
専門部会

パレード神輿部会 19人
警備運行部会 10人
事務局：5人
広報協賛金部会 8人
ステージ式典部会 11人

平成29年4月19日現在

パレード神輿部会

前列左から：菊池映子（曙獅子連）、新橋嗣男（町区長会）、秋山和美（秋山舞の会）、野口力（阿見神輿連合）、清水直美（桜睦会）、藤間明美（三頭獅子神輿会）、森田実久（錦織姫）、齋藤礼子（錦織姫）、高橋悠子（秋山舞の会）
後列左から：高橋伸幸（秋山舞の会）、宮﨑幸子（天翔如人）、長南くに（天翔如人）、青柿秀実（阿見神輿連合）、長南淳（青宿むつみ会）、塚本富美子（よさこい雅）、若松登（三頭獅子神輿会）、安田里実（よさこい雅）、長南哲也（青宿むつみ会）
その他：菅野文之（東睦）

ステージ式典部会

前列左から：関原博俊（東京医科大学）、宮本和浩（町商工会）、若泉徳士（一般応募）、岡山毅（茨城大学農学部）、渡邊亜由子（茨城大学農学部）、出嶌伽帆（県立医療大学）
後列左から：神保美張（霞ケ浦成人病研究事業団）、新西はづき（役場）、山梨智史（茨城大学農学部）、萬圭太（県立医療大学）、宮本秀亮（東京医科大学）

警備運行部会

前列左から：湯原英輔（役場）、小黒裕志（町金融団）、石田貴紀（武器学校）、鈴木マキコ（町体育協会）、渡辺靖仁（町金融団）
後列左から：安斎民江（町体育協会）、高須恵子（井関農機）、野口和之（役場）、仲田晶太（朝日燃料支処）、高木駿（武器学校）

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ　http://www.yokaren-heiwa.jp/

予科練平和記念館　☎891－3344　開館時間：月曜日を除く午前９時～午後５時

収蔵資料展『予科練の思い出』開催

今年３月まで開催していた収蔵資料展「旗と手紙」に続いて、第３回目の収蔵資料展を開催します。ご寄贈いただいた資料の中から未公開の資料を展示します。当時の姿を記録したものをご覧いただき、今と違う時代の姿をご見学いただける展示です。

▼**期　日**：6月5日(火)～8月20日(日)
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
▼**時　間**：午前９時～午後５時（入館は４時30分まで）
▼**場　所**：予科練平和記念館20世紀ホール
▼**観覧料**：常設展チケットでご覧いただけます

▲大正14年の霞空水上班（現在の武器学校上空）

無料開館日（阿見大空襲の日）

『阿見大空襲の日』に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。

昭和20（1945）年6月10日、町は大規模な空襲を受けました。予科練教育を行っていた土浦海軍航空隊をはじめ、民間の犠牲者も多数出ており、現在も毎年6月10日には法泉寺にて慰霊祭が行われています。

▼**期日**：6月10日(日)
▼**時間**：午前９時～午後５時（入館は午後４時30分まで）

『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館５周年記念事業で製作した、実物大『零式艦上戦闘機二一型』模型を展示しています。毎週日曜日および祝日に、格納庫前に引き出して展示していますので、ぜひご覧ください。観覧料は無料です。

▼**公開日**：開館日に公開　※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
▼**時　間**：午前９時～午後４時30分
▼**場　所**：予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前
※日曜日および祝日は屋外に展示します（雨天･強風の場合は除く）

◎学芸員のつぶやき

今年４月から予科練平和記念館の情報を発信するラジオ番組が開始されました。

牛久コミュニティ放送FM-UU（85.4MHz）で、「UUワイド854」という番組内の１コーナーとして毎月第２火曜日、午前10時５分～10時35分に放送されています。よろしければ、皆さんお聴きください。

さて、今回はそんなラジオのお話です。以前、元予科練習生に当時どのようなラジオ番組を聴いていたか伺ったところ、戦争に深く関わる「尋ね人」という番組を教えていただきました。この番組は、戦後間もない昭和21（1946）年７月に開始した番組で、内容は戦争の混乱の中で、行方不明や音信不通になった人物を聴取者から贈られた手紙を基に、アナウンサーが朗読し、本人からの連絡や知っている人を番組内で探すというものでした。

国営放送のNHKしかラジオ局がない時代、この番組の時間になると習慣のようにラジオをつけていたそうです。この番組が終了したのは昭和37（1962）年のことでした。

まちのできごと

町新潟県人会からユキツバキ寄贈

3月4日、町総合運動公園において町新潟県人会会長・高津勇氏（写真右）から町に対して、ユキツバキ5本が寄贈され、植樹されました。

町新潟県人会は、町内在住の新潟県出身者の親睦を深めるために活動している団体であり、今回の寄贈は同会の結成50周年を記念して行われました。

ありがとうございました。

（株）常陽銀行から防犯ブザー寄贈

3月30日、株式会社常陽銀行阿見支店・荒川沖東支店から、今年度入学した町内小学校の新1年生にLEDライト付き防犯ブザーが寄贈され、4月7日に行われた入学式において新1年生に配付されました。

防犯ブザーは、防犯意識の高揚・防犯対策の充実のために活用させていただきます。

ありがとうございました。

阿見ライオンズクラブから交通安全旗・スコアボード寄贈

4月4日、阿見ライオンズクラブから交通安全旗300本と町総合運動公園野球場へスコアボード4台が寄贈されました。

今回の寄贈はライオンズクラブ創立100周年ならびに阿見ライオンズクラブ結成45周年を記念して行われたものです。

ありがとうございました。

寄贈されたスコアボード

インフォメーション

募集『まい・あみ・まつり』出演者募集

●ステージ式典部会

▼まい・あみ・アンバサダーオーディション

内容 まい・あみ・まつりのPRや町の観光事業などに協力してくれる明るく元気なアンバサダー（大使）3人を選びます。ステージ上で自己PRなどをしていただきます

対象 町内在住または在勤・在学で18歳以上の人（男女および既婚・未婚は不問）

賞品 大使3人に商品、参加者全員に参加賞

募集人数 20人程度

▼ジュニアフェス

内容 中学生以下の子どもによるステージパフォーマンス（持ち時間は5分以内を予定）

対象 町内在住または町内の保育所・幼稚園・小中学校に通学している子ども

賞品 参加者全員に参加賞

その他 申込多数の場合、抽選の場合あり

▼アミューズフェス

内容 高校生以上によるステージパフォーマンス（持ち時間は5分以内を予定）

対象 町内在住または在勤・在学で18歳以上の人

賞品 参加者全員に参加賞

その他 申込多数の場合、抽選の場合あり。ステージ運行上、バンド等の準備時間を要するものは不可

▼まいあみ・歌バトル

内容 のど自慢（持ち時間は3分程度）

対象 町内在住または在勤・在学の人（男女および年齢は問わず）

賞品 優勝者などに商品、参加者全員に参加賞

募集人数 10組（申込多数の場合、事前選考会により選考）

その他 音源は実行委員会で用意します

●パレード神輿部会

▼わいわいパレード

アミゴン・ピース・さくらと一緒に巡行して皆で楽しいお祭りにしましょう

▼盆踊り

「阿見音頭・新阿見音頭」を踊ります。小人数のチームでも申し込みが可能です

●申込方法 6月15日（木）までに電話または直接左記に申し込む ※土・日を除く午前9時30分～午後3時30分

■まい・あみ・まつり実行委員会事務局 ☎888-1111（303）

インフォメーション

イベント 音楽で元気にするまちづくり事業『ミニバンド・日本の歌コンサートin本郷』開催

▼**期日** 6月11日(日)
▼**時間** 午後1時30分から(開場:1時)
▼**場所** 本郷ふれあいセンター
▼**出演団体** ▼ミニバンド・日本の歌▼阿見台フラガール
▼**その他** 入場料無料・申込不要
■本郷ふれあいセンター☎830-5100

募集 『町協働のまちづくり運営委員会』委員募集

町では、町民および市民活動団体と行政とが多様な場面で協働の事業について話しあい『町協働の指針』に基づきそれぞれの責任により共に行動する協働のまちづくりを進めています。つきましては、新たな協働事業や協働の仕組み等を検討する『町協働のまちづくり運営委員会』の委員を募集します。

▼**任期** 平成29年7月～平成31年6月
▼**報酬等** 条例で定める額
▼**募集人数** 4人
▼**応募条件** 次の要件をすべて満たす人▼町内在住または在勤で18歳以上である▼市民活動団体に所属している▼町におけるほかの審議会等の委員に選任されていない▼平日の日中の会議に出席できる(年4～5回程度)―など
▼**応募期間** 6月15日(木)まで ※土・日を除く
▼**応募方法** 所定の応募用紙(町ホームページからダウンロード可)および履歴書に必要事項を記入のうえ、直接左記に提出する
▼**選考方法** 書類選考 ※結果は後日通知
■町民活動推進課町民協働係☎888-1111(272)

募集 『あみふれあいMUSIC Fes.』開催

▼**期日** 7月2日(日)
▼**時間** 午後3時から(開場:2時30分)
▼**場所** 本郷ふれあいセンター
▼**出演者** ▼みならいモンスター▼GAO▼SuMMer Harpほか
▼**定員** 300席(全席指定)
▼**入場料** ▼大人:1000円▼小・中・高校生:無料
▼**申込期間** 6月18日(日)必着
▼**申込方法** 電話・ファクシミリ・郵送で左記に申し込む▽申込多数の場合は抽選▽ファクシミリ・郵送の場合は住所・申込者全員の氏名・年齢・電話番号を明記 ※1枚につき4人まで申込できます
▼**その他** ▼当選はがきは6月23日(金)発送予定▼代金は当日受付にてお支払いください
■生涯学習課(中央公民館内)〒300-0333阿見町若栗1886-1☎888-2526■888-0032

イベント シルバー人材センター入会説明会

▼**期日** 6月20日(火)
▼**時間** 午前10時～正午
▼**場所** 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)
▼**対象** 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)
■(公社)町シルバー人材センター☎888-2036

募集 在宅福祉(有償)サービス協力会員募集

町社会福祉協議会では、家事援助などを必要とする町内の高齢者・障害者に、簡単な家事のお手伝いをする有料の在宅サービスを提供しており、このサービスに協力していただける新規会員を募集しています。

▼**時間** 午前7時～午後7時の都合の良い時間
▼**対象** 町内在住の20歳以上の人 ※事前研修(2時間程度)を受講していただきます
▼**報酬** 1時間600円
▼**活動内容** 調理・洗濯・掃除・買い物等の簡単な家事や通院の付添い等 ※身体的な介護は行いません
▼**活動場所** サービス利用者の自宅など
▼**申込方法** 左記に直接申し込む ※随時募集しています
■町社会福祉協議会☎887-8124

イベント 霞ヶ浦高等学校から❶～❷

❶吹奏楽部第4回定期演奏会

▼**期日** 6月10日(土)
▼**時間** 午後2時から(開場:1時30分)
▼**内容** ▼第1部:ポップス▼第2部:企画▼第3部:吹奏楽

❷吹奏楽部・チアダンス部第10回合同発表会

▼**期日** 6月18日(日)
▼**時間** 午後1時から(開場:10時30分)
▼**内容** ▼第1部:吹奏楽部▼第2部:チアダンス部
●**場所** 龍ヶ崎文化会館大ホール(龍ヶ崎市馴馬町)
●**その他** 入場無料。申込不要
■霞ヶ浦高等学校☎887-0013

〈広告欄〉

募集 平成29年度町職員募集

平成30年4月1日採用の町職員を募集します。 ※一般事務職などは『広報あみ7月号通常版』で募集予定

▼**職種** ❶一般事務職（身体障害者対象）❷保健師

▼**募集人数** ❶若干名❷3人程度

▼**受験資格** ❶▼高校卒業以上の学歴を有する人、または平成30年3月卒業見込の人▼昭和52年4月2日以降に生まれた人▼身体障害者手帳の交付を受けている人▼活字印刷文による作文に対応できる人▼自力による通勤ができ、介助者なしに事務職としての職務に対応できる人▼通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる人❷▼保健師の資格を有する人または平成30年3月までに資格取得見込みの人▼昭和57年4月2日以降に生まれた人▼健康状態が正常である人 ※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません

▼**選考方法** 作文および個別面接（別途、身体検査・身上調査を実施）

▼**選考期日** 7月下旬ごろ

▼**選考場所** 役場会議室 ※期日および場所の詳細は申込者に直接通知

▼**合格発表** 9月上旬ごろ本人に通知

▼**給与** 178200円（平成29年4月現在の大学卒初任給。学校卒業後一定経験年数がある人は加算あり。扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末および勤勉の各種手当あり。）

▼**申込期間** 6月1日（木）～23日（金）の土・日を除く午前8時30分～午後5時15分。郵送の場合は必着 ※簡易書留など確実な方法で送付すること

▼**申込方法** ①申込用紙を総務課へ直接または郵送で請求するか町ホームページからダウンロードする ※郵送請求の場合は、封筒の表に『職員採用選考申込用紙請求』と朱書きしあて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角型2号）および希望職種・氏名・住所・電話番号を明記した書類を同封②申込用紙を記入し直接または郵送で総務課に提出

▼**その他** ▼受験料不要▼資格取得見込みで合格した人で資格取得ができなかった場合、合格を取り消します

■総務課職員係〒300-0392阿見町中央1-1-1☎888-1111（212・213）

■http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/18-1-00-0_7.html

募集 『地域ケア研修会』参加者募集

▼**期日** 6月25日（日）

▼**時間** 午前10時～11時40分

▼**場所** 総合保健福祉会館『さわやかセンター』2階大会議室

▼**内容** 講演『地域のために今、私たちにできることはなんだろう?～地域包括ケアシステムを知ろう～』

▼**講師** 松田智行氏（県立医療大学理学療法学科准教授）

▼**申込期間** 6月21日（水）まで ※土・日を除く

▼**申込方法** 電話または直接左記に申し込む

■町社会福祉協議会☎887-8124

お知らせ 蚊媒介感染症（デング熱等）を防止しましょう!

蚊媒介症とは、デング熱・ジカウイルス感染症（ジカ熱）・チクングニア熱・日本脳炎・マラリア等の蚊が媒介する感染症のことを言います。

感染を予防するためには『蚊に刺されない』『蚊を増やさない』ことが重要です。

▼**蚊に刺されない対策** ▽木陰や藪（やぶ）などの蚊の発生しやすい場所や海外の感染症の流行地に出かける際には、長袖の服を着用して肌の露出を少なくする▽虫除け剤を使用して、蚊に刺されないようにする▽室内でも蚊取り線香や蚊帳などを使用する

▼**蚊を増やさない対策** ▽蚊の幼虫の発生源となる水がたまる場所（植木鉢の水受け皿、外置きのバケツやジョウロなど）を作らないようにする▽蚊の成虫が潜んでいる草やぶを定期的に刈る

■県保健予防課健康危機管理対策室☎029-301-3219

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場『夜間飛行訓練』

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

▼**日時** 6月13日（火）～14日（水）、20日（火）～22日（木）日没から約3時間以内（各機2時間基準）

■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課☎842-1211（3411）

お知らせ おわびと訂正

『広報あみ』5月号通常版19ページ『献血にご協力ください!』の献血会場の表記で『フードスクエアカスミ荒川沖店』とあるのは、『フードスクエアカスミ荒川本郷店』の誤りです。

おわびして訂正します。

■情報広報課☎888-1111（298）

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!
相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
＊全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見
阿見町役場 阿見小学校 阿見中学校 郵便局 コンビニ JA
あみ司法書士事務所（神林ビル2階）
茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
（簡裁訴訟等代理関係業務認定）司法書士 塙一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日 午前9：00～午後6：00）
・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

居酒屋 娯衛門
各種宴会・予約承ります
定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7
電話 887-1147
FAX 887-0970

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。（通話料は無料です）

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●

▲QRコード

スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp** 宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

●定例相談●

人権相談／行政相談
日　　時　6月1日(木)　午前10時～午後3時
場　　所　役場3階305会議室
問い合わせ　総務課☎888-1111(215)

子育て相談
電話・来所相談　月～金曜日　午前9時～午後4時
場　　所　中郷保育所内
訪問相談　随時受付
問い合わせ　地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談
日　　時　火～金曜日　午前9時～午後3時
場　　所　図書館となり
問い合わせ　教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談
日　　時　水曜日　午後1時～4時
弁護士相談　月1回午後1時～3時30分
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場　　所　総合保健福祉会館相談室
問い合わせ　町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談
日　　時　月～金曜日　午前8時30分～午後5時30分
場　　所　町社会福祉協議会内
問い合わせ　町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談
日　　時　月～金曜日　午前9時～正午、午後1時～4時
場　　所　役場1階町消費生活センター
問い合わせ　町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談
日　　時　月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談　水曜日　午後1時～4時　※要予約
場　　所　県土浦合同庁舎
問い合わせ　県南地方交通事故相談所☎823-1123

役場開庁時間（土・日・祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり（『広報あみ』お知らせ版参照）

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
福祉センターまほろば ☎887-3969	図書館 ☎887-6331
地域子育て支援センター ☎891-2772	予科練平和記念館 ☎891-3344
阿見消防署 ☎887-0119	総合運動公園 ☎889-2788
火災情報案内 ☎0297-64-0119	教育相談センター ☎888-1225
上下水道課 ☎889-5151	町民活動センター ☎888-2051
霞クリーンセンター ☎889-0091	町男女共同参画センター ☎896-3181
中央公民館 ☎888-2526	消費生活センター ☎888-1871
君原公民館 ☎889-1363	町民ダイヤル（休日当番医・定例相談等のテレホンサービス）☎887-6600
かすみ公民館 ☎888-8111	

●人口と世帯●

●**総人口**　47,417人　（－　2）　▽5月1日現在
●**男　性**　23,461人　（＋　7）　▽常住人口ベース
●**女　性**　23,956人　（－　9）　▽（　）内は前月比
●**世帯数**　19,147世帯　（＋　43）　▽情報広報課調べ

6月の納税等	7月の納税等
町・県民税（1期）	固定資産税（2期）
介護保険料（2期）	国民健康保険税（1期）
	後期高齢者医療保険料（1期）
納期限6月30日(金)	**納期限7月31日(月)**

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況　4月（年累計）

阿見消防署管内調べ
出場件数　146件（684）

※救急車の適正な利用をお願いします

急　病	90件（459）
交通事故	22件（64）
一般負傷	16件（86）
その他	18件（75）
合　計	146件（684）

『広報あみ』は、毎月第2・4（12月は第3）金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼**公共施設**：役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼**その他の施設**：阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店